

## 常磐松文庫本源氏物語 五十四冊

上野英子

### 一、書誌及び問題の所在

実践女子大学図書館蔵常磐松文庫本源氏物語について報告する。

該本は昭和四十二年一月十日に浅倉屋書店より購入された。書誌は以下の通り。五十四帖揃の写本。寸法は縦約二十七・三糎×横約二十一・一糎。袋綴。白綴糸。表紙は紺無地の紙表紙で、中央に題簽を貼付。この題簽は寸法縦約十二・三糎×横約二・七糎、朱色地に金の横縞模様入りのものだが、ここに墨筆で卷名を記し、題簽下の表紙の地に、朱筆で卷序を記している。筆跡は全て同一人物の手によるものか。桐壺・螢・椎本の三帖には題簽が無いが、表紙には剝離した跡が残っており、その下方の表紙の地には、他と同様に巻序が記されている。現行の表紙・題簽ともに原装かと思われる。

本文料紙は楮紙。巻の大半は、墨付本文の前後に各々一丁ずつの遊紙が綴じられている。だが梅枝・藤裏葉の二帖には前遊紙が無く、初音・常夏・篝火・野分・藤裏葉・夕霧・御法・幻・浮舟の九帖には後遊紙が無い。片面十行。一行字数

は十五〜二十字まで、巻によって様々である。和歌は改行一字下げ。歌のあとの地の文は改行せず、そのまま続けている。料紙・筆跡等からみて江戸期の写本と思われる。蔵印は本学の印三種（「実践女子大学図書館印」「常磐松文庫印」及び「五九二五七」）、「五九三一」までの図書の整理番号）以外には無く、来歴は不明である。

さて、桐壺の巻の表紙には、縦八・八糎×横六・二糎大の白い貼紙があり、そこに上記のような文章が記されている。

第五百三十七號

萩原廣道翁書入本

源氏物語 評釈 舛稿 本六部  
之内一本

五十四冊

これは墨で記入したのだが、四周花辺及び文中の「第」「號」「冊」の三字だけは印刷されたもので、薄い緑色をしている。前所蔵者による整理札の一種であろう。この貼紙の言わんとするのは、

(一) 該本が萩原広道の書入本であること

(二) 広道が源氏物語評釈を著す際に「草稿」となったものが六部（種類）あって、該本はその内の一種であること

の二点かと思われる。

萩原広道は、文久三年（一八六三）に四十九歳で逝った幕末の国学者である。源氏物語評釈は、貧窮と宿痾とに苦しんだとされている晩年の著作で、その凡例によれば、奥入以下二十三種の旧注と源註拾遺以下七種の新注を引くとあり、更に主客・照応・伏線・省筆・草子地など二十一種の名目をあげている。それまでの注を踏まえ、更に

独自の文章論・構想論的批評考察を行ったようであるが、彼のこの試みは、例えば岩波の日本古典文学大辞典などが「江戸時代源氏物語研究の総収版の趣きがあり、花宴巻で中絶しているのは遺憾である」としているように、今日でもかなり高く評価され、また注目されていると言えるだろう。

広道は妻子の存在が定かでなく、没後その蔵書がどうなったのかも皆目分らない。貼紙本文の指摘によれば、五十四帖揃いの該本はかゝる広道の、それも自らの書入れになる評釈草稿であるという。すると本稿の眼目も自ずとその妥当性の検討に移ってゆかざるを得ないようである。以下この問題について報告する。

## 二、該本書入れと広道の筆跡

先ず(イ)の指摘から。貼紙本文には「広道書入本」とあるが、具体的には該本の中の一体どの部分を指して言っているか。「書写」ではなく「書入」とある以上、本行の部分は対象外に扱ってよいとして、本行以外に記されたものを挙げてみると、およそ次のようにまとめられる。

番号	書入れ場所	書入れ内容
(イ)	桐壺の巻の前遊紙一丁。	朱筆。漢字片仮名混り文。作者や物語大意・准拠など、注釈書でいう総論に相当するもの。
(ロ)	桐壺の表紙と前遊紙の間にはさまれた紙片一枚。	墨筆。漢字仮名混り文。寸法縦十七・七糎×横二十一・五糎の薄様の半紙に、桐壺巻について、巻名の由来や登場人物名・簡単な語釈等を記したもの。
(ハ)	物語本文の行間や上欄など、全冊にわたって記されたもの。	朱筆。漢字片仮名混り文。本文訂正や異文表示・文脈の指示や語釈・文意の解釈等々。物語本文中に於ける書入れの大半を占める。 墨筆。漢字仮名混り文。本文訂正や異文表示。朱筆のものより遙かに少なく、その多くは本行書写者と同筆かとみられる。

この(イ)〜(ウ)までの書入れの筆跡を広道の筆跡と比較するわけであるが、広道の筆跡の見本は

大阪中之島図書館蔵萩原広道自筆稿本「葦の葉分け」一冊

広道書簡（香川琴橋宛。森川彰氏が「混沌」昭和五十一年五月・五十三年九月号で紹介したもの）

の二つの資料に拠ることにした。後者は森川氏の報告によれば、香川琴橋が自著「浪華名勝帖」の稿本を広道に送り、彼の意見を求めた際の返書であつて、嘉永二年（一八五〇）夏、広道三十五才頃のものかという。前者は、その序文によれば弘化二年（一八五〇）とあり、広道三十一才頃の作ということになる。自筆による本文と共に同じく自筆の書入れ（本文に対する注を記したもの）があり、書入れという点では該本と条件が一致する。好資料というべきであろう。

さて、この両資料を該本の書入れと比較してみたところ、該書のなかの(イ)、及び(ウ)の朱筆の部分がよく似通っている。(ウ)の墨筆の部分はその大半が本行書写者のもので、(ウ)は未知なる第三者によってなされたものかと思う。筆跡からみる限り、広道書入本という(ウ)の指摘も、強ち見当外れなものとは言えないようである。

では内容の上ではどうか。(一)の「評釈草稿云々」の問題に移りたい。だがその前に確認しておきたいのは、貼紙本文は「草稿」と記しているのであつて、「稿本」（印刷前の完成された原稿）と記しているわけではないという点である。このことは該本を一読しただけでも直ぐに了解されよう。例えば総論部であるが、評釈が七十六丁もの長きに及んでいるのに対し、該本では桐壺の巻の前遊紙僅か一丁以内で収まっている。また物語本文中に於ける注釈の分量も、該本は評釈に遠く及ばない。

「草稿」とは普通「下書き」を意味する。そして一般的に考えて、本を刊行するためには先ずその下書き、即ち清書原稿の類であるところの「稿本」を作らねばならず、稿本を仕上げるためには、更にその下書き、やそのための様々な資料、ノートの種類が必要なわけであり、一口に「草稿」といってもそこには色々な段階のものが想定出来るようである。加えて

該本の場合、貼紙本文には「草稿六部之内一本」とあり、これによれば該本以外にもう五種類もの草稿が存在したことになる。なぜそんなに多くの草稿が必要だったのか。これらを勘案してみるに、貼紙にいう「草稿」とは、おそらくは（資料）としての草稿の意であり、広道は該本の如き資料を六種類作り、それらをもとに評釈の原稿を作ったという意味で、この貼紙本文は記されたとみてよいのではあるまいか。

### 三、前遊紙の書入れ

「草稿」の意味をこのようにおさえて、広道の筆に似た(イ)の書入れから分析してみることにしたい。この書入れは、一丁分の前遊紙に細かな朱筆でびっしりと記された漢字片仮名混り文のもので、その概要は注釈書でいう総論の部分に相当する。本文を内容によって段落分けし、各々小見出しを付けてみると、およそ次のような構成となる。

- 一、作者
- 二、紫式部が俗姓
- 三、紫式部と号する事
- 四、大意
- 五、准拠時代
- 六、発端（准拠）
- 七、その他（筆名の由来・石山寺參籠発起説・准拠・並びの事）

この一〜七までの各記事について内容を検討し、他の注釈書と如何なる関係にあるのかを調べてみたいと思うのだが、但しこの調査はあくまでも相対的なものにすぎない旨、予め断っておきたいと思う。

古注釈の研究は先学諸氏の尽力によって、近年漸く脚光を浴びてきた。とはいふものの、全国各地には未だ紹介されない貴重本も数多く埋れているものと予想される。なかには注釈書としての体裁こそとらないものの、源氏物語本文中への書込みという形で興味深い解釈の開陳された場合もありうるであらうし、今日代表的な古注釈と評されている著作の場合でも、それが成立した背景には、同じ著者によって著された数多くの聞書や注釈ノートなるものが存在し、しかもそれは著者の源氏研究の深まりに応じて、漸次様相を異にしていたものと思われるからである。

今、そうした大小様々な形での注釈記録を悉く掌握して該本の書入れと比較検討するという仕事は、到底報告者の力に及ぶところではない。と同時に、該本は近世期の写本とみられるのであって、その該本に書入れをした人物が、そうした一種特別な注釈記録を果してどこまで網羅し得たのかという疑問も残ることではある。そのため本稿では次善の策として、流布性の高いごく一般的な注釈書に的を絞り、それらの諸注と比較して該本の書入れが一体どの注釈書の立場に近いのか、大よその目安だけをつけてみることにしたいと思う。

かゝる方針に基づき、先ず第一段に相当する記事から見てゆくことにしよう。該本には次のように記されている。

一 説父為時作之息女式部加筆宇治大納言物語ニ有花鳥ニ引 式部凡人ニアラネハ為時カ説心浅シ紫日記ニケフハリニ出テ史記ト云文讀ナト載タリ外典ハ云ニ不及天台六十巻ヲ伺ヒ一心三観ノ妙理ヲ窺ナレハ無疑也

法成寺入道関白ノ奥書ニ云此物語世皆式部カ作トノミ思ヘリ老比丘筆ヲ加ル処也云々順徳院御記ニモ承久二ニモ紫式部書之ト載ラル 一条院御時式部ハ日本記ヲ能コソ見タリケレト有時左馬内侍此論言ヲ妬テ日本記ノ御局ト号セリ

右の書入れは、明星抄総論部の中の作者の段と酷似しているようである。次に明星抄の本文を挙げてみよう。参考のため、該本とほぼ共通した部分には傍線を施し、その傍線部分で字句の異同が見られる場合には、更に傍線を施して二重傍線とし、傍に該本の本文を記しておいた。また㊦㊧の各記号も報告者が任意に付したものである。

紫式部か筆作勿論之義也。

花一説父為時作<sup>レ</sup>之息女式部加筆之由。宇治大納言の物語を花鳥にひけり。宇治大納言物語云・今は昔越前守為時とて、ざえあり世に目出度やさしかりける人は紫式部か親也。此為時源氏は作たるなり。こまかなる事共をむすめにかゝせたりけるとぞ。きさいの宮此事をきこしめしてむすめをめし出したりける。此源氏作りたる事さま／＼に申伝へたり。まいりて後作りたる共申。何れかまことならん云々。

此義人の推量の分。女房の胸中より書出せる物とはみえねば。此説もさもやとは覺れと。式部か広才凡人にあらねば。為時が作の説尤心あさきに似たり。紫日記にも今日は里に出て史記と云文讀など載たり。外典の事は云に不<sup>⑦</sup>及。天台六十卷をうかどひ一心三觀の妙理をさとりうるほどの者なれば。疑を残すへからざる歟。

法成寺の入道関白の奥書に云。此物語世に皆式部か作とのみおもへり。老比丘筆を加る所也云々。

②(細字書入)  
されと是も自然の事なるへし

順徳院御記<sup>④</sup>承久二にも紫式部書之とのせらる。同御記云。此物語を始一条院御覽有て不可説物也。式部は日本紀をよく

こそみたりけれと仰らる。時に左衛門内侍此論言を妬で日本紀の御局と号せりと云々紫日記にも此事を載たり<sup>注(1)</sup>

明星抄では、冒頭⑦で源氏物語の作者は紫式部であるという自らの結論を示した後、諸説を紹介し、一つ／＼理由を述べてこれに反駁するという構成をとる。即ち、①②で為時作者説とその根拠であるところの宇治大納言物語からの引用とを示し、③でこれを否定して、④⑤で否定の根拠を挙げる。⑥に入ると今度は新たに老比丘加筆説を示し、⑦の細字書入で聊かの譲歩を示しつつも、⑧⑨の順徳院御記の記事によりやはり紫式部作者説は動かないと主張する、という具合にある。全体的にみて論の組立てに若干の甘さが残るものの、源氏物語の作者は誰かという問題について正面から取り組もうとした試みは充分に評価できるように思う。

ところが明星抄のこの記事は、後代の諸注に於いては、ほんの部分的にしか取り上げられなかった。おそらくそれは、後代の諸注が紫式部にはほぼ間違いないという定見に拠っていたためと思われる。そのなかにあって湖月抄などは明星抄のこの記事をかなり忠実に引用した方かとみられるのであるが、しかしその湖月抄でさえ、㉗の記事を削って代りに花鳥余情の説を挿入したり、㉘㉙㉚の記事を切り離して他の諸段に廻したり、という具合に、原文を大分動かして引用しているようである。

これに対して該本の場合はいうと、㉗㉘㉙の三記事こそ見られないものの、①②③④⑤⑥⑦⑧の各記事は明星抄と全く同じ順序で掲出されている。該本に見えない三つの記事は、無くとも論の大勢に影響を与えないものばかりである。㉗は㉘と重複した記事だし、㉙は感想めいた細字書入れ。宇治大納言物語から引いた㉚は、その前の④で既に同物語中に為時作者説の典拠があると述べており、わざわざ原文を持ち出さずともよい。論の骨組みに關していうならば、該本は、明星抄のそれにびったり重なっていると判断できようである。

尤も表現方法としては、そうびったりとは重ならない部分もある。例えば両書に共通して見えている①の本文であるが、明星抄で「式部加筆之由」となっているところを該本では単に「式部加筆」としているし、また明星抄の「物語を花鳥にひけり」も、該本では「物語ニ有花鳥ニ引」と、短く二つに分けたりしている。これらを見るに、文意こそ変らぬものの字句に若干の異同があり、該本の表現の方に多少唐突で乱暴な感が否めないようである。

更に㉘のくだり。明星抄では「此義人の推量に分、女房の胸中より書出せる物とはみえねば、此説もさもやとは覚ゆれ」と、はじめに為時作者説に対する心情的理解を示し、その上で同説を否定している。ところが該本では、論の骨格に直接的には関与しないかゝる枝葉の文章は一切無く、ただ「式部凡人ニアラネハ為時カ説心浅シ」と結論のみが記されている。

以上を勘案するに、該本の①は明星抄総論部を適宜抜粋し、時に自らの言葉でこれをまとめていったか、或いはそのようにして既にまとめられた本文を更に引き写していったものと推定できるのではあるまいか。明星抄は明暦三年（六五七）に版本が刊行されており、版本化されることの少なかつた古注釈の中では異例の出来事と解される。該本書入れの中に明星抄本文との強い類似性が窺えるのも、或いはそうした出版状況を反映してのことなのかもしれない。

尤も伊井春樹氏の論によれば、三条西実隆の細流抄以後、一子公条が〈公条聞書〉なる一連の著作を発表し、その息実枝が編じた明星抄の中には、この公条の注釈が大きな影をおとしているという。注②従って該本も又、かゝる〈公条聞書〉なる諸作のなかの或本を直接間接いづれかの方法によって引用したのかもしれない、少なくともそうした可能性も残っていることではあり、今明星抄との共通性だけを取り上げて結論を出すのは、やはり慎重であらねばなるまいと思う。然しながら本稿では前述した理由により、この問題についてこれ以上の追及は控える。猶、評釈凡例によれば広道は明星抄も活用したと記している。

次に二〜五の諸段についてであるが、これらは一と同様、明星抄総論部の中の〈紫式部が俗姓〉〈紫式部と号する事〉〈大意〉〈准拠時代〉の諸段と酷似しているようである。但し二三四と移ってゆくにつれて、本文の量は次第に減少してゆく。殊に五は、明星抄〈准拠時代〉の段の冒頭僅か三行分の記事と重なるにすぎない。

続く六は、同じ明星抄でも総論篇ではなく本文篇（桐壺の巻の冒頭「いつれの御時にか」の注と一致している。今度は比較的長文にわたるものだが、字句の異同は殆ど無い。記事の内容はその前の五と同様、准拠に関するものである。テーマが等しいにもかかわらず、該本では六をわざわざ行を改めて記し、しかも文頭に○印を付けて五とは二重に区別している。

最後の七段は、共通した本文を持つ注釈書を特定するのが困難である。そのため、まずは全文を掲げ、気付いた点を述

べてゆくことにしたい。

○式部ノ父式部少輔故ニ其名ヲ取ル

○此書ハ石山ニマカリテ湖上ノ月ヲ見テ西宮左大臣ノ左遷ノコトヲ思出テ須磨明石ノ風景ヲオモヒヤリ須磨明石ノ巻ヨリ書始ム石山ニ源氏ノ間在リ大般若ノ料紙ヲ借り忘レヌ為ニ先ツ記シタリト云ハ非説也

○源氏ハ敦良親王ニ比ス是好色人也其人ヲ光君ト云シ也是等ヲ一ツニシテ光源氏ト一ツニヨマセタルモノ也 ○花鳥河海ノ説ニ豎ノ并横ノ并アル也河海ノ法ハ横ヲ重ンス花鳥ハ豎ヲ用ユ史記ノ本紀世家列傳ニ比スト云

文中の○印は原文に拠ったものである。書入者が段落毎の文頭に付したものとと思われるが、説明の都合上筆者も又、各項に㊦㊧㊨の記号を置いた。㊩を除く諸項はいずれも改行の上書き出している。以下㊦から順にみてゆく。

㊦

ここでは紫式部いという筆名の由来を、父いが式部少輔であったためとしている。筆名の由来を論じた諸注が、へなげ紫いのかを問題にしているのは異なり、へなげ式部いのかについて述べている。かゝる記述は該本以外には管見に入らない。

㊧

石山寺参籠発起説について記したものである。この説を最初に紹介したのは河海抄であつたらしく、卷一料簡の段に次のようにある。

此物語のおこりに説々ありといへども西宮左大臣安和二年太宰権帥に左遷せられ給しかは藤式部をさなくよりなれたてまつりておもひなげきける比大齋院選子内親王村上天十宮より上東門院へめぐらかなる草子や侍と尋申させ給けるにうつぼ竹

取やうの古物語はめなれたればあたらしくつくり出してたてまつるべきよし式部におほせられければ石山寺に通夜し

てこのことをいのり申すに折しも八月十五夜の月湖水にうつりて心のすみ渡るまゝに物語の風情空にかびたるを忘ぬさきにとて仏前にありける大般若の料紙を本尊に申うけて先すまあかしの両巻をかきとどめけりこれによりてすまの巻にこよひは十五夜也けりとおぼしいでゝとは待るとかや後に罪障懺悔のために般若一部六百巻をみづから書て奉納しける今に彼寺にありと云々。<sup>注(3)</sup>

この説はその後、弄花抄・一葉抄・明星抄・肖柏の源氏聞書・覚勝院抄<sup>注(4)</sup>・万水一露・岷江入楚・湖月抄等の諸注に取り上げられてゆくのだが、河海抄の記事をほぼ忠実に踏襲したのは一葉抄と万水一露だけで、他は全て大幅に要約して、自注のあちこちに分散させ引用していったものようである。加えて注意したいのは、一葉抄を除く諸注が河海抄の説の一部、即ち大般若経のくだりを否定している点である。例えば弄花抄では

大齋院<sup>選子村上女中宮</sup>所望上東門院<sup>一條院后宮御堂殿女</sup>之時式部即作進之云々連々用意乎詣石山寺得趣向之由見河抄但翻般若書之説無実乎。<sup>注(5)</sup>  
とし、明星抄も

河海にしるせる所<sup>所は</sup>石山寺に通夜の時物語の趣向を忘れぬさきにとて、仏前に有ける大般若の料紙を本尊に申うけて、<sup>ナシ</sup>翻て須磨明石の両巻を書とめける後に罪障懺悔の為に、般若一部六百巻を一筆に自書て奉納しける。今にかの寺にあると河海に載らる。此大般若の事は実もなき事歟と云々。般若を一筆に書はつすまじき者なれとも実説なしといへりとする。

この弄花抄の本文は源氏聞書や覚勝院抄に受け継がれ、明星抄の本文の方は岷江入楚や湖月抄へと流れてゆく。また万水一露の場合は、河海抄の説、及び「たうりうには：仏前の大般若を翻してかけるとの儀は実なきとて不用也」として近年の説を紹介した後、「さて大般若一部をかきて奉納の義はさもありぬへき也」<sup>注(6)</sup>と自説を以て結んでいる。この傍線部分

の指示副詞「さ」を、その直前の「…実なきとて不用也」とする近年の説を指してのものと解釈すれば、万水一露も又後者の例に入るようである。

このように見てくると、河海抄が紹介した石山寺參籠發起説は、少なくとも大般若經のくだりについては、どうやら後世否定的に扱われていったものようである。

そこで該本についてだが、㊦では石山寺に赴き湖上の月を眺めたこと、源高明の左遷を思い出したこと、須磨・明石の巻から書き始めたこと、石山寺に源氏の間があること、大般若經の料紙を借りて物語を記したこと等を記述した後、文末になって「…ト云ハ非説也」と否定している。

文末の否定はその前のどの文脈までを承けているのだろうか。一読した印象では、「石山ニ源氏ノ間在リ」で一度文章が切れているため、その次の「大般若經ノ料紙…」のくだりだけが「非説也」にかかっているようにも見える。だとすれば、該本は、大般若經のくだりだけはこれを否定した旧注の立場をそのまま踏襲していると言えるだろう。

しかし読みようによっては、冒頭からの全ての記事が文末で否定されているようにも受けとられ、少なくともそうした読みの可能性を排除しうるような材料は見つからない。また該本の本文に、前述したところの石山寺參籠發起説を取り上げた注釈諸書では特に言及されることの無かった、源氏の間に関する記述が見えているのも気にかゝる。

この石山寺參籠發起説について、元禄十一年(元亨)、契沖は

此のものがたり発起の事説々あり為時が作紫式部が作これさへ分明ならざれば皆一定して信じがたし<sup>注⑥</sup>

として、源注拾遺の中でこれを全面的に否定している。作者が誰かという第一補題の解決も覚束無いのに、その作者の執筆動機やどの巻から書き始めたか等という第二補題を論じたものなど未だ問題にすることはできないという、極めて論理的な反駁であったようである。

また契沖に遅れること約五年、自ら石山寺に赴いて紫式部の自筆を探し求め、遂に発見できなかったとする安藤為章も、これらは全て後代の作り話であるとした。紫家七論を著した彼は、源氏の間についても「此頃やうの机硯などを設けたる」と擲揄し、紫式部は桐壺から順に書き始めたのであろうとしているからである。

更に伊井春樹氏の報告によれば、源語後考集（河野文化館蔵。氏によれば、湖月抄や一華堂の説を引くところがあるという）に、

また、源氏の間まの事、昔より有るにあらず、三十年以前に江戸の町人富人者、京都見物として登りし時、この寺へ参詣ましが、聞きはべりたる事を思ひつきて、この間を寄進して造らせしと言へり

と、源氏の間が江戸商人の寄進によって造られた旨が記してあるという。伊井氏は、源氏の間は河海抄に先立つとされる石山寺縁起の中に既に見られ、以後正徹・正広、更には松永貞徳らの紀行文中にもその名が散見されることから、南北朝頃から現実存在していたのであろうが、その後戦乱等によって寺は被害を被り、源氏の間も有名無実化した、慶長年間に本堂を解体・補修した際にでも改めて設けられたのではないか、源語後考集の記事はその間の事情を語っているのではないかと推測している。注四

すると石山寺に赴いた安藤為章が「此頃やうの机硯などを設けたる」と擲揄したのは、この改修後の新しい源氏の間を見たためで、それが為章をして旧説に対しいよいよ反旗を翻せしめる要因となったものだろうか。

このように見てくるならば、該本の記事を、もし文末の「非説也」をそれまでの文章全体を承けてのものと解釈して読むならば、それは源氏の間を「此頃やうの」と見做し石山寺参籠発起説を全面的に否定した、新注時代の注釈（広道も無論この立場に立っている）と軌を一にしていると言えるかもしれない。だが繰り返す言うように、「非説也」がどこまでの文章を承けているのか決め手に欠け、一方源氏の間についても旧注時代も口伝として伝わっていたと考えられ、見

通しを立てるためにはまだまだ材料が不足しているようである。

〈八〉

ここでは光源氏のモデルが敦良親王であったとしている。だが敦良なる人物は見つかからない。或いはこれは敦慶親王の意で、「良」は「ヨシ」の音にあてたものかもしれない。だとするならば、敦慶親王の名は紫明抄以下の旧注に見えていゝる。即ち紫明抄では帚木の冒頭「ひかるけんしなのみことくしう」の注に

敦慶親王亭子院第四子 母同延喜 二品式部卿 延長八年二月廿八日薨 年

とあり、同様の文章は孟津抄（但しここでは桐壺の「ひかるきみときこゆ」の注）にも見えている。一方、河海抄の桐壺の巻「ひかるきみときこゆ」の注では

亭子院第四皇子敦慶親王號玉光宮好色無双之美人也式部卿是忠親王仁和 御後始賜源氏姓一號光源中納言源光仁明天皇 源氏號西三條 延喜

元年任右大臣日野系図と云物に左大臣高明を光源氏と書也注

とする。ここでは光源氏のモデルとして、敦慶親王のみならず是忠親王や源光・源高明の名前も引いており、それが紫明抄との大きな相違点である。この河海抄流の文章は、覚勝院抄（符箋）・岷江入楚等に受け継がれてゆく。

そこで該本だが、敦良親王を挙げた後に「是等ヲ一ツニシテ」と、複数形で示している。これを見るに該本がもとにしたのは河海抄流の本文であり、書入者は記事の中から一人敦慶親王の名前だけを抜粋したものと思われる。続く⑥が改行することなくそのまま、続けて記されてあること等を見るに、余白の残り少なくなったことが原因であったらしい。

〈七〉

豎横の並びについて記したものである。並びについての言及は、夙に、初めての源氏注釈書とされている源氏積の時点から見えており、該書の中の「花鳥・河海ノ説ニ豎ノ并横ノ并アル也」や「史記ノ本紀世家列伝ニ比ス」といったくだけ

は、旧注諸書にこれと似通った文章が散在している。

しかし「河海ノ法ハ横ヲ重ンズ、花鳥ハ豎ヲ用ユ」の一文だけは、類似の文章が見つからない。又、そもそも何を言わんとしているのか、文意も曖昧である。例えば「河海ノ法ハ横ヲ重ンズ」のくんだり。河海抄では「凡ならびの本意は横の義たるべきなり」（空蟬卷冒頭）とあるから誤りではないものの、文脈から見ると、まるで河海抄だけが横の並びを重視しているかのように受けとれる。しかし花鳥余情にも「並の儀は先横をもて本意とす」<sup>注12</sup>（空蟬卷冒頭）とあり、横の並びを重視する点では変わらない。にもかゝらずそれを記さず、逆に「花鳥ハ豎ヲ用ユ」と続くのは一体どうした訳なのか。

試みに、河海抄と花鳥余情の中から並びについて言及している部分を取り上げ、要点をまとめて比較してみた。次に示すのがその結果である。

卷名/書名	河海抄	花鳥余情
空蟬	豎	豎
夕顔	(言及ナシ)	豎
末摘花	横並	横豎
蓬生	並一	並一・横
関屋	並一	並二・豎
初音	並一	並一・豎
胡蝶	並二	並二・豎
螢	並三	並三・豎
常夏	並四	並四・豎

卷名/書名	河海抄	花鳥余情
篝火	並五	並五・豎
野分	並六	並六・豎
御幸	並七	並七・豎
藤袴	並八	並八・豎
真木柱	並九	並九・豎
鈴虫	並	並・豎
紅梅	並一	並一・豎
竹河	並二・案之横並也	並二・横

一見して明らかな如く、河海抄が単に「並」とだけ記している箇所、花鳥余情の方はそれが堅の並びなのか横の並びなのかも記しており、しかもその記述によれば、堅の指摘の方が圧倒的に多い。すると該本、或いは該本が拠った親本は、この辺りの事情を指して「河海抄では原則として横の並びを重視しているが、花鳥余情の場合、堅の並びと指摘したものが多し」という意味で、かゝる書入れをなしたものであろうか。

以上第七段は、一六までの諸段とは聊か趣きを異にしている。㊦で「へなげ式部なのか」という少し焦点のずれた問題に言及してみたり、㊧で源氏の間について触れてみたり、㊨で「花鳥ハ堅ヲ用ユ」と記したり……大勢としては旧注の立場に拠りながらも、時に変則的な本文が記されている。どうやら該本は、ここでは明星抄以外の注釈書に拠ったもののようにある。

また㊩で敦慶親王一人だけを取り上げたり、㊪から㊫にかけて改行することなくそのまま続けているところ等を見るに、前遊紙の余白が残り少なくなってきたために大分無理をせざるを得なかったらしい。原文を大幅に割愛して引用しなければならず、そのため自分の言葉で文章をまとめてゆく必要が生じてきたものか。書入者自身の文章が一部混入したかという疑いも持たれるようである。

#### 四、帚木の書入れと本文の特徴

次に、物語本文中に記された書入れについて概括する。この書入れは全冊にわたってなされているが、巻によって書入れの分量に差異が認められ、特に少ないのは少女・絵合・玉鬘・野分・行幸・真木柱・夕霧等である。尤も他の巻々もさして多いものではない。

如何なることが記されているのか、書入れの内容について説明すると、先ず巻頭には年立て（一条兼良以来の旧い年立

である)を示し、中には巻名の由来や並びについても合せて触れたものもある。

物語本文中に於いては、本行の傍に、(一)地の文・草子の地・何の段・誰の詞・誰の心といった文脈の指示や、(二)振仮名・振漢字・語釈・或いは文意に関する極めて簡単な解説(その中には単に目的語や客語を補い示しただけのものもある)や、更には(三)本行への訂正や異文の表示等があり、これら(一)(二)(三)が書入れの大半を占めている。

一方、本行の上の空欄には、頭注のような形で引歌・故実・有職・准掬等に関する書入れがある。但し分量は少なく、中には全く記されていない巻もある。全体的にみて、詳細で実証的な書入れとは言い難いようである。

試みに、該本の中でも書入れ分量の多い部類に属するとみられる帯木の巻を取り上げ、二三気付いた点を述べてゆくことにしよう。

### ① 初歩的な注が多いこと。

該本書入れの中には、例えば

たゝこの御源とのゐところの(二丁オ⑦行目)

なかにした源しくなれきこえ給て(二丁オ⑧)

きみの源いて左大臣殿へいりし給に(二丁ウ⑤)

といった類いのものがあって、しかもかなり多く見うけられる。誰の宿直所か、誰と親しいのか、誰がどこへ出入していたのか等を明示したこれらの書入れは、本文を読めば文脈から直ぐに理解できるものではある。その簡単な注がわざ／＼入っていること、しかもかなりの分量に及んでいるということは、一つ一つこのように書入れてゆくことよって、前後を確認しながら本文を読み理解していこうとしていた態度の現われと解される。どうも初学者による丁寧な素読といった感が強いようである。

②書入者自身の考察かと思われる記述があること。

該本の中には、例えは

女ヲアダキメツラシゲモナキノハ御好ナキ也竹端ノ荻ナトノ類ナルヘキカ  
 さしもあたまきめなれたるうちつけの(該本一丁ウ⑤行目・大成三五頁⑦行目)  
 空端ナトノ類カ  
 こゝろつくしなることを(同右⑧・大成⑧)

というように、文末を「…カ」という疑問形で結んだ書入れがある。右の二例は光源氏の本性を描いたくだりに見られるもので、「あたまきめなれたる…」とは例えば軒端の荻の如き女性のことか、「心つくしなること…」とは例えば空蟬に対する執心の如きものか…等というように、具体例を考えながらより深く文脈を読み解いていこうとしていた書入者の、自身の解釈を記していったものと思われる。

③注釈書の書名が記されないこと。

帯木の書入れでは、「××ニ云ク」と源氏物語の注釈書の名を挙げてその説を紹介したものは無い。これは他の諸巻でも同様なようである。例外として管見に入ったのは、前述したところの総論篇(桐壺巻前遊紙)に於ける「花鳥ニ引」「花鳥・河海ノ説ニ」等の記述と、本文篇の中では「花鳥ニモアリ」とした蓬生の巻頭、並びに關しての次の文章である。

…此巻ハ横ノ并也源氏廿七年八講杯ノコトヨリ廿八才ミヲツクシノコトアリ又末ノ詞ニ二年斗此古宮ニ詠玉テ末タテハ堅ニナリヌルニヤ花鳥ニモアリ但末ノコトヲ書タル斗リ也

省略が多くて分りづらい文章であるが、言わんとしているのは、へこの巻は横の並びである。源氏二十七歳八講(故桐壺院追善會)等のことより二十八歳まで、漂標の巻と同じ時期の事件が記されている。また蓬生の巻末の詞に(末摘花の後日談として)「二年ばかりこの古宮にながめたまひて」とある。すると巻末では(更に二年経っているのだから、総合等の)堅の並びになるのではないか。このことは花鳥余情でも指摘しているが、但しここでは単に巻末の記事を挙げただ

けである」ということであろうか。それにしても「末、タ、テ、ハ、堅、ニ、ナリヌルニヤ」のくだりがよく分らない。「末、タ、テ、ハ」は例えば「据、タ、レ、ハ」や「末、ニ、テ、ハ」等の誤写であろうか。

蓬生の巻の並びに関する花鳥余情の記事は該本の指摘通りであるものの、一葉抄や弄花抄をはじめとする諸注が、該本のこの記事と構造の類似した記事を載せている。「末、タ、テ、ハ、堅、ニ、」という不可解な本文があることでもあり、該本が花鳥余情を直接に披見して書入者自身がこの一文を綴ったというよりは、むしろ既にそう記されてあったものを間接的に引用したとみた方が、可能性としては強いように思われる。

④ 旧注に拠ったものであること。

③で記した如く、帚木では注釈書の書名が記されていないわけであるが、かといって全ての書入れが書入者自身の考察から生み出されたという訳でもない。むしろかなりの部分が先行諸注を引いたものようである。源氏の年齢を一条兼良以来の旧年立に拠っていること・巻名の由来を天台四門になぞらえていること（帚木を空門としたのは花鳥余情の分類法に拠ったものか）<sup>註四</sup>・花鳥余情が提唱した三周の説法を説いていること等々、いずれも旧注に基づいたものであり、とりわけ花鳥余情の説が、所どころ大きな影をおとしているようである。

最後に、この書入者は一体如何なる本文によって源氏を読み、解釈を記していったのか。該本の本文の特徴について触れておく。本来ならば五十四帖の全てにわたって調査するのが最も望ましいわけであるが、時間的な制約もあり、ここでは同じく帚木の巻を取り上げて言及することにした。

方法としては、池田亀鑑編の源氏物語大成校異篇、帚木の巻（同巻では大島本を底本に全部で六種類の青表紙諸本間に於ける校異が示されている）をもとに、これに新たに、該本をはじめとする近世期の諸本（主として刊行年次の明らかな

本文と、全本文を掲げた注釈書の計十一本）を加え、以上十七の諸本本文について、相互の異同を比較してみることにした。その結果、該本に対する残る十六本の本文の異同数は、次表のようになった。

諸本名	略号	異同数	
		写本	本
桃園文庫蔵大島本	大	写	一四二
桃園文庫蔵明融本	明	写	一五一
松浦伯爵家旧蔵伝藤原為家筆本	松	写	二二七
桃園文庫蔵伝二条為明筆本	池	写	一四八
静嘉堂文庫蔵伝冷泉為秀筆本	秀	写	二五八
日本大学図書館蔵三条西家本	三	写	一二三
実践女子大学図書館蔵慶長古活字版本	黒	版	一三二
東洋文庫蔵伝嵯峨本	嵯	版	一八〇
内閣文庫蔵元和九年版本	元	版	一八二
内閣文庫蔵『万水一露』本文	万	版	一五一
内閣文庫蔵寛永古活字版本	寛	版	一六六
大阪女子大学附屬図書館蔵『首書源氏物語』本文	首	版	一六五
国立国会図書館蔵慶安三年版本	慶	版	一四二
国立国会図書館蔵慶安三年版本 繪入り源氏本	治	版	一五八
内閣文庫蔵『源氏物語湖月抄』本文	湖	版	一五一
内閣文庫蔵『源氏物語評釈』本文	評	版	一七二

(注)

①略号は、大成で採用されたものは大成に準じ、他は私に補った。

②承応三年版本は慶安三年版本の再版本であり、寛延二年本は要約本であるため、表では共に省略した。また寛文六年版本は被見することが出来なかった。

③異同は文意によって区切り、表には明らかに本文が異なっていると判定できるもの数だけを挙げておいた。

右表によれば、該本との本文の異同数が最も少ないのは、異同数一二三の三条西家本、次いで異同数一三二の慶長古活字版本であり、一方萩原広道の評積本文の方は、異同数が一七二と、前二者よりぐっと多くなる。

一般的に考えて、A B二つの本文間に相互の異同数が少ないということは、両本がそれだけ類似した本文関係にあるということであろうから、前表の如き結果を持つ該本は、評積本文からは遠く、三条西家本に最も親しいことになるだろう。

この三条西家本とは、三条西公正氏の報告によれば、三条西実隆・公順・公条三人の筆蹟と鑑定され、また帚木の帖末には「大永五年八月二日書寫了、享祿三年六月十四日以古本讀合了」なる奥書が記されていると、注四いう。大永五年（五五）といえは、実隆七十五才・公条三十八才・実枝十五才の時。明星抄の母体ともなった源氏聞書が既に成立していたかと思われる時期である。該本はかゝる三条西家本に最も親しい本文を伝えていると判断されるのであって、このことは先述した前遊紙の書入れが、その多くを明星抄の記事と重複させていた事実とあいまって、該本の性格を大きく規定しうるものかと思われる。

また書入者は他本との校合作業も行なったようで、帚木の中には二十五例にわたって朱筆による異文表示が見えている。うち十三例は「イ」という記号を付けて異文を傍書したもので、残る十二例は単に異文を併記しただけのものである（後者は本行と傍書と二つの異なった本文が各々に他の諸本中에서도認められることから、見せ消ちを付け忘れた校訂としてではなく異文の並記として処理しておいた）。

さてこの二十五例の各々の箇所について他の諸本が如何なる本文を示しているのかを調べてみたところ、諸本文が次のように分れた異同例が出てくる。

①事など（大成四十三頁⑤行目）

イ事など―大・池・秀・三・黒・嵯・元・寛・首・慶・治・湖・評

ロことなむと―明

ハことなれと―松

ニこと―万

イナシ(朱)

ホ事など―(該本)

②つみゆるし(大成四十三⑩)

イツみゆるし―大・明・松・池・秀・三・黒・嵯・元・寛・首・慶・治・湖・評

ロゆるし―万

イナシ(朱)

ハつみゆるし―(該本)

③心ならば(大成四十九⑩)⑪

イ心ならば―大・明・松・池・三・黒・嵯・元・寛・首・慶・治・湖・評

ロ心なうは―秀

ハ心なとは―万

ニ心ならば―(該本)

は  
いづれも万水一露(略号「万」)の独自異文を該本が異文として朱書した例である。また同じ朱筆による本文校訂の中に

④身なめり(大成五十⑪)

イ身なめり―大・明・松・池・秀・三・黒・嵯・元・寛・首・慶・治・湖・評

口きさみなめり―万

きさみ(朱)  
ハ身なめり―(該本)

という例もみえている。これは該本書入者がその本行を万水一露と同じ本文に、しかも他の十五本には見られぬ本文に、改めたものである。

一方他の諸本が、該本朱筆の書入れ本文との間にかゝる傾向を示すことは無く、僅かに伝為家本(略号「松」)との間に、

⑤おほとなふら(大成三十六⑦)

イおほとなふら―大・明・池・秀・三・黒・蟻・元・万・寛・首・慶・治・湖・評

ロおほとなあふら―松

ハおほとなふら(朱)―(該本)

という音転化に関しての一例を見ただけである。すると①④の各例は、僅か四例とはいふものの、該本書入者と万水一露との間に何がしかの関係があったことを示唆する事例として、注目してよいのではあるまいか。評釈の凡例によれば、本文校訂の際、広道は何本かの校合本を用い、その中にはこの万水一露の本文も含まれていたという。とはいふものの、だからといって該本書入者も同様に万水一露を校合に用いたと判断できるかといえ、問題はそう容易ではない。該本書入れと万水一露との間に他本にはない共通性のみられたのは、むしろ該本書入者の利用した校合本が万水一露の底本となったためなのかもしれない。また該本書入れの異文表示の中には、万水一露とはまるで無縁の本文を示したものもある。これは出来ないからである。また該本書入れの異文表示の中には、万水一露とはまるで無縁の本文を示したものもある。これなどは複数の校合本を用いたためという解釈も成り立ちうるかもしれないが、同時に未だ管見に入らぬ一本を利用していったためという解釈も無視出来ない。近世期に於ける源氏物語本文の複雑に錯綜した混乱状況を考えるならば、可能性とし

てはむしろ後者の方が強いように思われる。結局のところ、該本の書入れは、万水一露との部分的密着性は指摘しうるものの、それ以上の推論は成り立ち得ないようである。

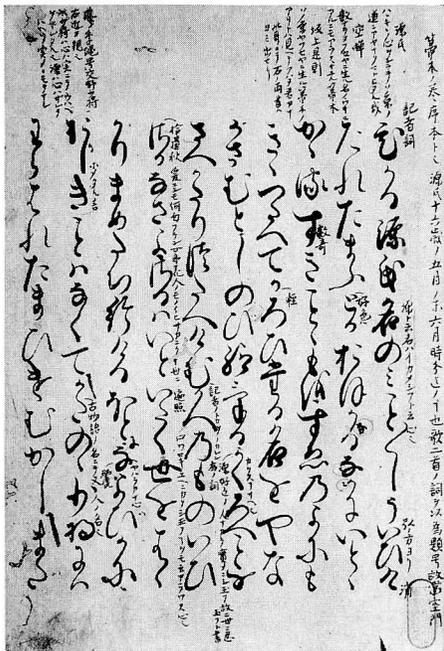
猶、④は該本書入者が朱筆で以て本行を改め、その結果却って評釈の本文と対立してしまっている。かゝる例は他に十例ほど見えている。

## 五、結 論

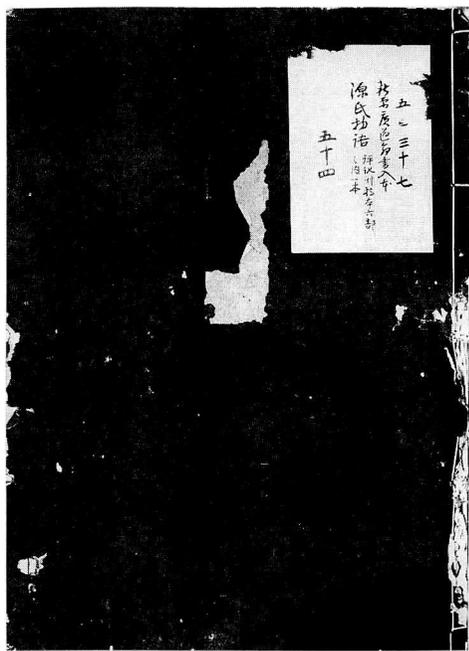
以上、該本の書入れをめぐる様々な角度から分析を試みてきたわけであるが、三条西家本に近い本文を持ち、旧注をもとにした初歩的な注を書き込んだ該本の、広道評釈との結びつきは、筆者が調査した範囲でみる限りは、極めて薄いとわざるを得ないようである。尤も評釈の凡例によれば、広道は原稿を仕上げるために、二十三種の旧注と七種の新注とを参照し、また本文の校訂に際しても、万水一露や湖月抄等の板本五部以外に「古き寫本二三本ウツシマキを校へ合せた」としている。三条西家本の遺風を伝えた該本を、この「古き寫本二三本」の中の一本と把え、旧注に拠った書入れを広道のごく初期の段階でのもの（一般的に考えて、源氏物語を読んだ当初からいきなり高度な読みが可能なのではない。はじめは先行する注釈書を手引きに少しずつ読みを深め、やがて自分流の読みを確立してゆくのが定石であろう）と考えるならば、わざわざ「評釈草稿六部之内一本」と銘うった貼紙の本文を全く的外れなものとして頭から否定し去ることも出来にくい。「草稿」の意味を、原稿を作るための下書き資料の意として把えるならば、である。然しながら、よしんばそうであったとしても、該本から評釈までへの距離は依然として遠く、少なくとも該本を以て、未完に終わった評釈のその後を補うといった試みはやはり成り立ち得ないようである。

注

- (1) 引用は中野幸一編『源氏物語古註釈叢刊 第四卷』に拠る。以下同様。
- (2) 伊井春樹編『渡氏物語古注集成 第七卷』所収研究篇参照。
- (3) 引用は玉上琢弥編『紫明抄・河海抄』に拠る。以下同様。
- (4) 国学院大学蔵本。今、伊井春樹編『源氏物語古注集成 第八卷』所収本に拠った。
- (5) 本学黒川文庫所蔵寛勝院抄に拠る。
- (6) 引用は伊井春樹編『源氏物語古注集成』第八卷に拠る。
- (7) 内閣文庫蔵寛文三年版『万水一露』に拠る。
- (8) 『源氏物語古註釈大成』第八卷に拠る。
- (9) 岩波『日本思想大系』第三十九巻に拠る。
- (10) 伊井春樹著『源氏物語の伝説』(昭和五十一年 昭和出版刊)
- (11) 引用は野村精一編『源氏物語古注集成』第四巻に拠る。
- (12) 引用は『源氏物語古註釈大成』第六巻に拠る。
- (13) 該本では、帚木は巻名を歌に拠ったがために空門に相当するとしている。しかし管見によれば、帚木を空門とした記事は他に無い。花鳥では具体的な門名こそ示さなかったものの、桐壺の巻頭注で「へ巻の名を歌にとつたものは天台第二門即ち空門に相当する」と分類している。花鳥のこの分類は万水一露等も引いており、該本の判断は或はこの分類法に拠ったかとも思われる。
- (14) 三条西公正「証本源氏物語の原本に就いて」(『国語と国文学』第七十三号所収)



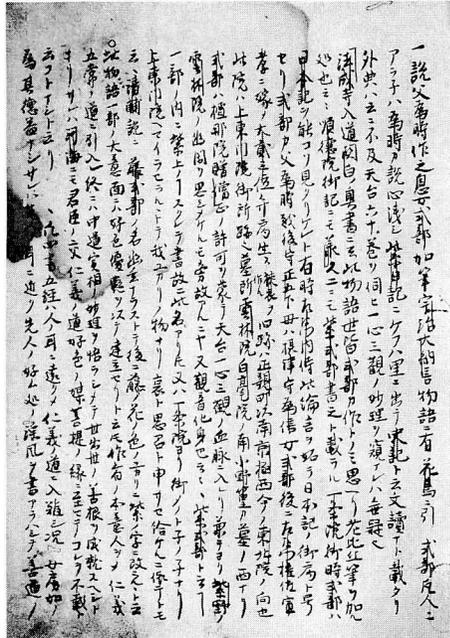
口絵 4. 同, 帯木 (本文第1オ)



口絵 3. 「源氏物語」桐壺 (表紙)



口絵 6. 同, 桐壺 (前遊紙ウ)



口絵 5. 同, 桐壺 (前遊紙オ)